

○ 金融庁長官が定める場合において、最終指定親会社が経営の健全性の状況を記載した書面に記載すべき事項を定める件第三条第一項の規定に基づき、金融庁長官が別に定める連結レバレッジ比率（平成二十七年金融庁告示第十一号）

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分にこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改める。

改正後	改正前
<p>第一条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>「一〇六 略」</p> <p>七 信用事由 プロテクション提供者が支払を行うべき事由として当事者があらかじめ定めたものをいう。</p> <p>「八〇十五 略」</p> <p>十六 外国為替関連取引 異種通貨間の金利スワップ、為替先渡取引(CX)、先物外国為替取引、通貨先物取引及び通貨オプション(OC)、先物外国為替取引の取得に限る。等をいう。</p> <p>十七 金関連取引 金に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプ)オプション権の取得に限る。等をいう。</p> <p>十八 金利関連取引 同一通貨間の金利スワップ、金利先渡取引(FRA)、金利先物取引及び金利オプション(オプション権の取得に限る。)等をいう。</p> <p>十九 株式関連取引 個別の株式や株価指数に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプ)オプション権の取得に限る。等をいう。</p> <p>二十 貴金属関連取引 貴金属に基づく先渡、スワップ及びオプション(オプ)オプション権の取得に限る。等をいう。</p> <p>二十一 その他のコモディティ関連取引 エネルギ―取引、農産物取引及び卑金属その他の貴金属以外の金属のコモディティ取引に</p>	<p>第一条 「同上」</p> <p>「一〇六 同上」</p> <p>七 信用事由 連結自己資本規制比率告示第四十七条第二号ロの表(注1)に規定する信用事由をいう。</p> <p>「八〇十五 同上」</p> <p>十六 外国為替関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表(注4)に規定する外国為替関連取引をいう。</p> <p>十七 金関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表(注5)に規定する金関連取引をいう。</p> <p>十八 金利関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表(注6)に規定する金利関連取引をいう。</p> <p>十九 株式関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表(注7)に規定する株式関連取引をいう。</p> <p>二十 貴金属関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表(注8)に規定する貴金属関連取引をいう。</p> <p>二十一 その他のコモディティ関連取引 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号イの表(注9)に規定するその他のコ</p>

<p>基づく先渡、スワップ及びオプション（オプション権の取得に限る。）等をいう。</p> <p>二十二 優良債務者 次に掲げる主体をいう。</p> <p>イ 連結自己資本規制比率告示第二十二条から第二十九条までの規定において、リスク・ウエイトが規定されている主体</p> <p>ロ 金融機関（連結自己資本規制比率告示第一条第七号ロ及びへに掲げる者を除く。）、外国銀行、銀行持株会社、銀行持株会社に準ずる外国の会社、第一種金融商品取引業者、最終指定親会社に準ずる外国の会社、経営管理会社及び外国証券業者のうち連結自己資本規制比率告示第三十条又は第三十一条の基準に照らして二十パーセントのリスク・ウエイトとすることが認められている主体並びに適格格付機関により付与された格付に対応する信用リスク区分が4―3又は5―3以上である主体</p> <p>「二十三〜四十四 略」</p>	<p>モデイティ関連取引をいう。</p> <p>二十二 優良債務者 連結自己資本規制比率告示第四十七条第一項第二号ロの表（注2）に規定する優良債務者をいう。</p> <p>「二十三〜四十四 同上」</p>
<p>備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	